

天栄村 保育所入所選考基準表

入所の選考方法

1. 父母が保育できない理由・状況に応じ、基本点数(別表1)を各々1つ設定する。
2. 父母が複数の要件に該当する場合は、高い方の基本点数を設定する。
3. 父母のうち、低い方の点数を申請児童の基本点数とする。
4. 父母がいない場合は、その他保護者とする。
5. 家庭の状況によって、基本点数に調整点数(別表2)を加点、減点する。
6. 同一点数の世帯があった場合は優先順位表(別表3)により、優先順位の調整を行う。

(別表1)基本点数

保護者の状況				基準 点数	
1	就労	家庭外 就労	月160時間以上	10	
			月120時間以上160時間未満	9	
			月80時間以上120時間未満	8	
			月48時間以上80時間未満	7	
		家庭内 就労 (農業含)	月160時間以上	9	
			月120時間以上160時間未満	8	
			月80時間以上120時間未満	7	
			月64時間以上80時間未満	6	
			内職	5	
2	妊 娠 ・ 出 産	予定日の6週間前から産後8週以内	9		
3	保護者の 疾病・障害	入 院	1ヵ月以上の入院が決定している	9	
		通 院	週4日以上通院	6	
		自宅療養	自宅にて療養	3	
		手帳 所持	重 度	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A	7
			中 度	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B	6
軽 度	上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級		4		
4	同居親族の 介護・看護	入 院	入院している家族に常時付き添っている	8	
		通 院	家族の週4日以上通院に付き添っている	5	
		自宅療養	自宅療養中の家族の看護をしている	2	
		手帳 所持	重 度	重度の障害を有する又は要介護4・5の家族を介護・看護している	6
			中 度	中度の障害を有する又は要介護2・3の家族を介護・看護している	5
			軽 度	上記以外の家族を介護・看護している	3
5	家庭の災害	震災等による家屋の損害、その他の災害による被害の結果、復旧のために保育できない場合	10		
6	求 職 活 動	内定(就労証明書の添付要)	6		
		未定	1		
7	就学 ・ 職業訓練	月120時間以上	8		
		月80時間以上120時間未満	7		
		月48時間以上120時間未満	6		
8	虐待 ・ DV	虐待やDVのおそれがあり、日中の保育が必要と認められる場合	10		
9	その他	上記以外で、村長が特に保育が必要であると認めた場合	10		

(別表2)調整点数

児童の家庭の状況等		調整 点数
(加)		
1	生活保護世帯	+3
2	ひとり親世帯	+3
3	ひとり親世帯(祖父母と同居)	+2
4	3人以上の多子世帯	+1
5	父母のどちらかが単身赴任中	+1
6	利用希望児童が障害を有する	+1
7	同居の親族(父母、祖父母、兄弟姉妹等)が障害を有する	+1
8	村内に祖父母が居住していない	+2
9	兄弟姉妹が保育所に入所中	+3
10	兄弟姉妹と同時に申し込みする	+1
11	母の産休・育休が終了する	+3
12	父または母が村内の保育所で保育士として勤務する	+3
13	一時預かりの利用を常態(月8日間以上を3ヶ月以上)としている	+1
14	転入してきた方で、前住所地にて保育所等を利用していた場合	+3
15	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
16	要支援世帯	+1
(減)		
17	同居する祖父母に65歳未満の無職の者がいる	-1
18	介護・看護の対象者が、保育所利用日のうち週3回以上サービスを利用して自宅にいない	-2
19	兄弟姉妹を家庭内で保育している	-2
20	村内に居住実態がない	-3
21	保育料の未納がある	-3

(別表3)同一点数時の順位表

優先順位	細目
第1順位	社会的養護が必要な世帯(生活保護世帯、虐待・DVのおそれがある世帯)
第2順位	両親がいない世帯
第3順位	ひとり親世帯
第4順位	転入者で前住所地にて、保育所へ入所していた
第5順位	兄弟姉妹がすでに入所している
第6順位	育休が終了する
第7順位	村内に保育に当たれる65歳未満の祖父母がいない
第8順位	生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い
第9順位	村税等の滞納がない